

ヒューマン Journal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>
E-mail: liberal@jiyuudouwakai.jp

第223号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町 2- 3- 2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹
発行日 年 4 回 (6・9・12・3 月)
定価 1 部 500 円 (送料別)
年間 2,000 円 (送料込)

振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528

口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

定期中央省庁要請行動と 幹部研修会を開催

中央本部 (会長 川上高幸) では、11月21日、午前11時から定期中央省庁要請行動を、午後2時から自由民主党本部の9F901会議室に全国から150名余りを集め、平成29年度の幹部研修会を開催した。

幹部研修会では司会を新井由美子・中央本部女性部長が務め、開会のあいさつを上田藤兵衛・中央本部副会長が行った。

主催者代表あいさつで川上高幸・中央本部会長は、「部落差別解消法



主催者を代表してあいさつする川上会長

案」が成立したが、法律を拡大解釈せずに有効適切に活用し、「人権擁護法案」の成立に繋げていこうと、法律が制定したことへの高揚感を戒めた。

来賓のあいさつは、自由民主党の二階俊博・幹事長を予定していたが、衆議院の本会議が同時刻から開催されたために、出席することができず、前沖繩北方大臣の鶴保庸介・参議院議員が自由民主党を代表してあいさつされた。

祝電を披露し、シンポジウムに移り、幹部研修会では初の同和問題以外の人権問題であるLGBTの問題をテーマにした「カムアウトしなくてもよい社会づくり」とは—LGBT理解増進法の成立を目指して—とし、パネリストに自由民主党の性的指向・性自認に関する特命委員会のアドバイザーで全国LGBT理解増進ネットワーク会議の代表世話人である繁内幸治さんと、兵庫県宝塚市の市会議員である大河内しげたさんがコーディネーターを務め、議論を行った。

閉会のあいさつを、野口賢二・中央本部副会長が行い、閉会した。

| 今号の内容 | |
|-------------|--------------|
| 要請行動と幹部研修会 | 1 P |
| 二階・幹事長との懇談 | 1 P |
| 二階・幹事長への要望書 | 2 P |
| シンポジウムと祝電 | 3 P |
| 定期中央省庁要請行動 | 4 P |
| 都府県関係 | 5 P |
| 灘本昌久さんの長期連載 | 26 話 ... 6 P |

二階・幹事長との懇談

中央本部の三役は、幹部研修会に先立つ11月15日に自由民主党本部の幹事長室において、二階・幹事長と懇談し、特命委員会でまとめられたLGBT理解増進法案の一日も早い総務会での審議をお願いした。



幹事長室において懇談する三役

自由民主党・幹事長
衆議院議員 二階 俊博 様

同和問題の早期完全解決にむけた要望書

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年間に渡り続けられてきました同和対策の特別措置法が平成14年3月に失効しましたが、再び、同和問題に特化した「部落差別の解消の推進に関する法律」が昨年12月に成立しました。

地方公共団体では、差別事象が減少してきていることから、施策の見直しや廃止など、同和対策の終結に向けた取り組みが始まっていますが、同和問題は解決の過程にあるものの、完全に解決されてはいないので、今回の「法」の成立はこのような取り組みに歯止めを掛けるものであると期待しています。

私どもは、この法律を拡大解釈することなく有効活用することで完全解決に繋げていきたいと思いますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、次期国会へ提出される予定の「LGBT理解増進法案」、いずれの法律にも差別や人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、昨年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じるよう記載がありますが、「人権擁護法案」や「人権委員会設置法案」が廃案になったことで実現には至っていません。

一方、国連の規約人権委員会、女子差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会などから、国内人権機構の設置が幾度も勧告が出されていますし、平成26年1月に批准書を寄託したことで「障害者権利条約」の効力が発生していますが、この条約にも「条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための国内機構を設置する」条項があり、他の条約と同じように実施状況の国連への報告義務があります。

第1回の報告を昨年提出されていますが、この報告に対する国連の委員会からの見解で同じような勧告が出されることが予想されます。

これらのことを勘案すれば、パリ原則に準じた簡易・迅速・柔軟に人権救済を図る目的の国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする、平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権擁護法案」を大胆に見直し、一日も早い成立を図り、国内人権機構としての「人権委員会」が設置されますようご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

平成29年11月15日

自由同和会中央本部
会長 川上 高幸

幹部研修会での

シンポジウム

今回のシンポジウムは、同和問題以外の人権問題を初めて取り上げて開催した。

シンポジウムのテーマは

「カムアウトしなくてもよい社会づくり」とは—LGBT理解増進法の成立を目指して—として、

パネリストに、

全国LGBT理解増進

ネットワーク会議 代表世話人

自由民主党 性的指向・性自認に

関する特命委員会 アドバイザー

繁内 幸治

兵庫県宝塚市市議会議員

大河内 しげた

コーディネーターに、

自由同和会中央本部事務局長

平河 秀樹

1. 繁内 幸治さんへの質問

1. LGBTの意味をご説明してください。

2. 最近ではLGBTにQを加えてLGBTQと表現していますが、このQとは何を意味しているのでしょうか。

3. 「ホモ」「オカマ」「オナベ」と言っているといけないのでしょうか。

4. 「ゲイ」と「ホモ」とは違うのですか。

5. おネエブームで、性的マイノリティーの人達は、一定の市民権を得ていると思いますが、社会生活の中

で不便なことや困ったことはありますか。

6. カムアウトしなくてもよい社会とはどのような社会なのでしょうか。

7. フジテレビの「とんねるずのみなさんのおかげでした30周年記念SPでの「保毛尾田保毛男」への抗議行動について、どのように思われましたか。

8. 最近では、LGBTがトレンドになり、多方面から講演や研修会などの講師の依頼が増えていると思われませんが、当事者講師に問題点があると聞いています。何が問題なのでしょうか。

9. 差別や偏見をなくするには何が必要と思われませんか。

大河内 しげたさんへの質問

1. 市議会で問題発言があったと聞いていますが、発言された理由と内容はどうなのですか。

2. 相当批判されたと聞いていますが、批判の内容はどのようなものだったのでしょうか。

3. 批判されたときにどのように感じましたか。

4. 渋谷区が全国初のパートナーシップ証明書の発行を条例化しましたが、それに続く自治体として、世田谷区、伊賀市、宝塚市、那覇市、札幌市の5自治体、福岡市は検討中と聞いています。渋谷区に続く自治体が少ないと思われませんが、その理由として考えられることは何でしょうか。

などについて、活発な討議を行いシンポジウムを終えた。

幹部研修会への祝電

衆議院議員

安藤 裕▽伊藤 渉▽大塚 高司▽岡下 昌平▽左藤 章▽田中 英之▽谷川とむ▽とかしき なおみ▽原田 憲治▽宗清 皇一

参議院議員

鶴保 庸介

大阪府関係

知事 松井 一郎▽自由民主党・無所属大阪府議会議員団幹事長 花谷 充倫

大阪市長 吉村 洋文▽自由民主党市民クラブ大阪府議員団一同▽堺市長 市山 修身▽堺市議会自由民主党・市民クラブ一同▽岸和田市長 信貴 芳則

吹田市市長 後藤 圭三▽高石市長 阪口 伸六▽枚方市長 伏見 隆▽阪南市長 水野 謙二▽藤井寺市長 國下 和男▽泉大津市長 南出 賢一▽柏原市長 富宅 正浩▽摂津市長 森山 一正▽河内市長 野田 智明▽泉南市長 竹中 勇人▽東大阪市長 野田 義和▽交野市長 黒田 実▽羽曳野市長 北川 嗣雄▽四條畷市長 東 修平▽寝屋川市長 北川 法夫▽大東市長 東坂 浩一▽門真市長 宮本 一孝▽和泉市長 辻ひろみち▽守口市市長 西端 勝樹▽松原市長 澤井 宏文▽八尾市長 田中 誠太▽大阪狭山市市長 古川 照人▽島本町市長 山田 紘平▽田尻町市長 栗山 美政▽能勢町市長 上森 一成▽河南町市長 武田 勝玄▽豊能町市長 池田 勇夫▽岬町市長 田代 堯▽太子町市長 浅野 克己▽千早赤阪村長 松本 昌親

京都府関係

京都府議会議員

荒巻 隆三▽井上 重典▽近藤 永太郎▽のせ まさひろ▽藤山 裕紀子▽村

田 正治
京都市長 門川 大作

市議会議員

小林 正明▽西村 よしなお▽平山 たかお▽山本 恵一

木津川市長 河井 規子▽向日市長 安田 守▽京田辺市長 石井 明三▽久御山町市長 信貴 康孝▽京丹波町市長 太田 昇▽伊根町市長 吉本 秀樹▽精華町長 木村 要

和歌山県関係

知事 仁坂 吉伸

和歌山市市長 尾花 正啓▽有田市長 望月 良男▽田辺市長 真砂 充敏▽海南市長 神出 政己▽橋本市市長 平木 哲朗▽紀の川市長 中村 慎司▽御坊市長 柏木 征夫▽上富田町市長 小出 隆道▽白浜町市長 伊瀧 誠▽那智勝浦町市長 寺本 眞一▽かつらぎ町市長 井本 泰造▽九度山町市長 岡本 章▽すさみ町市長 岩田 勉▽湯浅町市長 上山 章善

愛知県関係

知事 大村 秀章▽県議会議員 石塚アポロ▽あま市長 村上 浩司

福岡県関係

人権・同和对策局長 清水 智親

熊本県関係

嘉島町市長 荒木 泰臣▽同教育長 高野 隆

その他

全国隣保館連絡協議会

会長 川崎 正明

定期中央省庁要請行動

中央本部（川上高幸 会長）では、11月21日午前11時から正午までの1時間、関係省である法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省の4省へ、同和問題の早期完全解決にむけた定期中央省庁要請行動を、各都府県本部から、1班に1名の総勢108名が4班に分かれて行った。公務多忙の中、要請行動の受け入れ態勢を整えられた各省の皆様には感謝を申し上げます。

なお、要望事項は、次号に掲載。

2班 国土交通省

班長 上田 藤兵衛 副会長
副班長 藤本 周一 組織委員長
記録係 山口 勝広 事務局次長

国土交通省の出席者
大臣官房
人事課 係長 横山 大悟
総務課 係長 四辻 純也
総合政策局 安心生活政策課
課長補佐 森岡 信人
水管理・国土保全局
下水道事業課
課長補佐 加藤 学

4班 厚生労働省

班長 阪本 孝義 副会長
副班長 栗原 英明 人権委員長
記録係 上田 信輝 青年部長

厚生労働省の出席者
大臣官房
人事課 研修保障 係長 渡辺 竜
国際課 国際労働・協力室
国際労働第一係 主査 片山 豪

1班 法務省

班長 野口 賢二 副会長
副班長 天野二三男 総務委員長
記録係 平河 秀樹 事務局次長

3班 文部科学省

班長 川上 高幸 会長
副班長 堀田 信美 教啓委員長
記録係 木村 仁 産就委員長

文部科学省の出席者
生涯学習政策局
社会教育課
社会教育官 石丸 成人
指導研修係
係長 村上 壮一
係員 江谷 真人
運営支援係
係長 久保 晃一

1班 法務省

班長 野口 賢二 副会長
副班長 天野二三男 総務委員長
記録係 平河 秀樹 事務局次長

3班 文部科学省

班長 川上 高幸 会長
副班長 堀田 信美 教啓委員長
記録係 木村 仁 産就委員長

文部科学省の出席者
生涯学習推進課
民間教育事業振興室
係長 有井 美和
男女共同参画学習課
家庭教育支援室
家庭教育振興係
係長 佐々木 慶美
初等中等教育局
児童生徒課
指導調査係
係長 井川 恭輔
専門職 中嶋 俊輔
生徒指導室
いじめ対策支援第一係
いじめ対策支援第二係(併)
係長 早川 信哉
特別支援教育課
企画調査係
係員 古屋 圭織
教育課程課
教育課程第一係
係長 梶濱 真
教職員課
免許係
専門官 山口 利行
係員 中谷 圭祐
高等教育局
学生・留学生課
奨学事業係
係員 甲山 宏行
スポーツ庁
健康スポーツ課
障害者スポーツ振興室
障害者スポーツ係
係長 有田 正寿

職業安定局

雇用開発部
障害雇用対策課 調整係 鍛冶 良樹
雇用開発企画課
就労支援室
室長補佐 石川 良国
就労支援第二係 係長 犬塚 時夫

人権擁護局

総務課長 佐久間佳枝
調査救済課長 前田 敦史
人権啓発課長 中村 誠
補佐官 高橋 要
河野 順子
佐藤 博文
小池 正大
岡本 圭二
渡部 吉俊
高橋 聡子
専門官
係長

生涯学習政策局

生涯学習政策局
社会教育課
社会教育官 石丸 成人
指導研修係
係長 村上 壮一
係員 江谷 真人
運営支援係
係長 久保 晃一

初等中等教育局

初等中等教育局
児童生徒課
指導調査係
係長 井川 恭輔
専門職 中嶋 俊輔
生徒指導室
いじめ対策支援第一係
いじめ対策支援第二係(併)
係長 早川 信哉
特別支援教育課
企画調査係
係員 古屋 圭織
教育課程課
教育課程第一係
係長 梶濱 真
教職員課
免許係
専門官 山口 利行
係員 中谷 圭祐
高等教育局
学生・留学生課
奨学事業係
係員 甲山 宏行
スポーツ庁
健康スポーツ課
障害者スポーツ振興室
障害者スポーツ係
係長 有田 正寿

雇用開発部

雇用開発部
障害雇用対策課 調整係 鍛冶 良樹
雇用開発企画課
就労支援室
室長補佐 石川 良国
就労支援第二係 係長 犬塚 時夫

社会・援護局

社会・援護局
地域福祉課
予算係長 大友 隆児
地域福祉・ボランティア係 主査 梅本 政隆
生活改善係 係員 高橋 祐輔
傷害保険福祉部
企画課
企画法令係 係員 舟澤 輝
地域生活支援推進室
相談支援係 係員 甲斐 祐基

都府県本部関係

岐阜県本部(会長 橋本敏春)では、第36回総会を5月18日午後1時30分から、岐阜市内の「岐阜会館」に120名を集め開催した。

総会では、岐阜聖徳学園大学非常勤講師で元黒野小学校校長の小森保直さんが、「同和問題の歴史をどうおしえるか」のテーマで基調講演をされた。

大阪府本部(会長 阪本孝義)では、第31回・32回大会を7月2日午後1時から、大阪市内の「シティプラザ大阪」に130名を集め開催した。

大会では、「音楽と人権」のテーマで、元龍谷大学人権論講師の松本城洲夫さんが、映像と演奏を取り入れた講演を行った。

京都府本部(会長 上田藤兵衛)では、第32回大会を7月11日午後4時から、京都市内の「京都ホテルオークラ」に300名を集め開催した。

熊本県本部(会長 国武 香)では、第29回研修大会を7月23日午後1時から、熊本市内の「グレースシア水前寺共済会館」に130名を集め開催した。

大会では、熊本県教育庁教育指導局人権同和教育課長の徳永憲治さんが、「人権教育の推進について」のテーマで記念講演を行った。

東京都本部(会長 川上高幸)では、平成29年度大会を8月3日午後2時から、千代田区内の「憲政記念館」に500名を集め開催した。

大会では、京都産業大学文化学部教授の灘本昌久さんと、平河秀樹・中央

本部事務局長が、「部落差別の解消の推進に関する法律の有効活用について」のテーマで対談を行った。

併せて、関東ブロックの大会も開催した。

佐賀県本部(会長 野口賢二)では、第18回大会を8月22日午後1時から、佐賀市内の「グランデはがくれ」に180名を集め開催した。

大会では、「部落差別の解消の推進に関する法律の有効活用について」のテーマで、平河秀樹・中央本部事務局長が記念講演を行った。

京都懇話会(京都商工会議所、自由同和会京都府本部・京都市協議会で構成)では、第22回人権セミナーを8月30日午後3時から、京都市内の「京都ホテルオークラ」に250名を集め開催した。

セミナーでは、「部落差別の解消の推進に関する法律が成立」くこれからどのような運動が求められ何がどのように変わるのかのテーマで、恩賜財団済生会理事長・元環境事務次官で元総務庁地域改善対策室長の炭谷 茂さんが基調講演を行うとともに、山口勝弘・京都府本部事務局長との対談を行った。

福岡県本部(会長 上田卓雄)では、第29回大会を9月3日午後1時30分から、北九州市内の「北九州ハイツ」に150名を集め開催した。

大会では、平河秀樹・中央本部事務局長が「部落差別の解消の推進に関する法律の有効活用について」のテーマで記念講演を行った。

千葉県本部(会長 木村 仁)では、平成29年度大会を9月10日午後1時30分から、柏市内の「東葛テクノプラザ」に360名を集め開催した。

大会では、平河秀樹・中央本部事務局長が「部落差別の解消の推進に関する法律の有効活用について」のテーマで記念講演を行った。

神奈川県本部(会長 天野二三男)では、9月23日午後1時15分より、小田原市内の「おだわら市民交流センター」に、130名余りを集め、第31回大会を開催した。

大会では、「部落差別の解消の推進に関する法律の有効活用について」のテーマで、自由同和会中央本部の平河秀樹事務局長が講演した。

長崎県本部(会長 栗原英明)では、9月23日午後1時より、佐世保市内の「労働福祉センター」に、100名余りを集め、平成29年度研修大会を開催した。

大会では、「長崎県人権教育・啓発基本計画と新たに施行された人権関連法について」のテーマで、長崎県県民生活部人権・同和对策課の課長補佐である菅 康弘さんが記念講演を行った。

愛知県本部(会長 堺 一)では、10月8日午前10時30分より、あま市内の「あま市人権ふれあいセンター」に、150名余りを集め、第23回研修大会を開催した。

大会では、岐阜県本部の橋本敏春・会長が「部落差別問題」のテーマで記念講演を行った。

奈良県本部(会長 渡辺佐智雄)では、平成29年度の大会を、10月21日午後1

時30分より、橿原市内の「橿原ロイヤルホテル」に、180名余りを集め開催した。

大会では、談山神社の宮司である長岡千尋さんが「宗教と芸能」―多武峰の猿楽をめぐって―のテーマで記念講演を行った。

大分県本部(会長 木村庄二)では、10月29日午後1時から、別府市内の「別府国際コンベンションセンター」に100名余りを集め第3回大会を行った。

大会では、「明日に向かって 部落解放の早からんことを」とのテーマで、大分県豊後大野市講師団の芦刈政治さんと自由同和会大分県本部の木村健次・事務局長が記念講演を行った。

宮崎県本部(会長 長友一馬)では、11月5日午後2時より、宮崎市内の「市民プラザ」に120名余りを集め、平成29年度研修大会を開催した。

大会では、宮崎県人権同和对策課の主幹である平田茂樹さんが「宮崎県の人権啓発について」のテーマで記念講演を行った。

佐賀県本部(会長 野口賢二)では、第15回チャリティイーゴルフ大会を、12月7日に江北町内の「花祭ゴルフ倶楽部」において、14組54名を集め開催した。

今回は、佐賀県視覚障害者団体連合会に10万円を寄附した。

謹賀新年

2018年 元旦

部落解放運動四十年を振り返って② 部落解放に反天皇制は無用 6

灘本 昌久

こうして二〇〇〇年夏、京都部落問題研究資料センターの所長にしぶぶなつた私は、やる以上、意味のある運営をしようと考えた。そして、第一の柱にすえたのが、情報発信の強化である。このインターネット全盛の時代にあつて、部落解放運動業界からの情報発信は、いたつて低調であつた。まあ、行政施策獲得を運動の目標の第一にしている間は、一般市民向けに広報活動する動機もありなかつたのであるが、しかし、目標をしつかりと部落差別の撤廃に置けば、おのずと一般市民向けの広報活動に力点が置かれるのは、当然のことだつたろうと思う。まず開始したのがインターネットを徹底的に駆使した広報活動である。資料センターのホームページを開設して、資料センターの存在をおおいにアピール。資料センターへのアクセス方法は言うに及ばず、図書の郵送による貸出や、コピーの提供、蔵書データベースの公開など、次々に今までにないサービスを提供していった。また、メールマガジンを創刊して、資料センターが購入したり、外部から寄贈してもらつた資料のタイトル、そして、受け入れている百を超える定期刊行物の目次情報を提供した。また、TV番組の中で人権に関連したものをピックアップしたTV番組

情報も提供した。このメールマガジンを見ると、これから二週間の間に放送される人権問題・社会問題の番組が一目瞭然にわかり、あらかじめ録画予約するために、大変重宝する。この雑誌記事情報中心の号と、TV番組情報中心の号を隔週でかわるがわる提供した。この週刊のメールマガジンは、スタッフの大変な努力で、現在まで七百号を超えて継続中であり、人権関係のメールマガジンの中で、最も有用なものであることを保証する。また、ご購入でない方には、是非、講読をおすすめする。もちろん、無料である。

こうした情報発信の強化をはかると同時に、発信の内容も、従来の通り一遍の内容ではなく、部落問題、人権問題に関する、多くの人が本当に知りたい内容を伝えようとした。当然、従来の運動内部で流通していた公式見解とはしばしば食い違う内容となり、時としてタブーに挑戦する過激な内容ともなつた。資料センター通信『Memo』5号に書いた、『部落は顔でわかる』!?! 同和・人権教育の総合学習は啓蒙主義を超えられるか」などは、その一端である。今はあまり聞かれなくなつたが、昔は「部落は顔でわかる」というようなことが世間では広く信じられており、それにたいして、運動側は、「そんな発言は部落差別である」のひとことで片付けてすませていた。しかし、実は、部落民の側でも内心

「部落は顔でわかる」と思っているのだから、事は簡単ではない。それをどう理解すべきかを大胆に問題提起してみた。

また、「学生諸君! 部落問題で卒論を書こう」では、だんだんと学生の中で部落問題への関心が薄らいでいく中、再度、新たな観点から部落問題研究を若い世代にすすめるものであつた。私が一九八一年三月に京都大学文学部史学科現代史専攻を卒業したとき、同じ学科を卒業したのが二人、そのうち三分の一の四人が部落問題をテーマに卒業論文を書いて卒業した。今おもえば、若い世代に部落問題が関心を持たれたピークであつたかも知れない。いまは、部落問題を卒論のテーマに選ぶ学生は、めつたにいななくなつたが、それをなんとかしようと思つたのである。

メールマガジンのコラムでもいろいろ提起してみた。たとえば、「北朝鮮の呼称」では、『朝日新聞』が二〇〇三年一月から朝鮮民主主義人民共和国を「北朝鮮」と省略するようになったことを解説した。それまでは、「北朝鮮」という略称自体が良くないことのように言われていたことの見直しである。部落解放同盟は、現在に至るまで北朝鮮べつたりで、中央本部機関紙『解放新聞』における北朝鮮関連の記事は、朝鮮総連の別働隊かと思うほど、北朝鮮寄りである。同じ部落解放同盟系の研究機

関の機関紙に、北朝鮮の神経を逆なでするような記事が載るのは前代未聞であつただろう。

また、部落解放同盟系の刊行物で、同和事業、部落解放運動をめぐる不正・腐敗の問題を取り上げるのは、タブーとされてきた。そもそも、マスコミなどがそうした不正を追及すること自体が部落差別であるかのごとき論調が主流で、運動に批判的にコメントすることなど、まず絶対にありえないことであつた。しかし、たとえば、資料センターのメルマガでは、私は「ハンナン牛肉偽装事件にはうんざりさせられる」で、部落解放運動を利用した利権追求の問題を厳しく批判した。そもそも、部落差別をなくそうと努力している人間にとつて、部落や部落解放運動の信用を失墜させる利権問題など、基本的にあってはならないことであり、黙っていること自体あり得ない怠慢である、というのが私の心情である。そうした、タブー破り、掟破りの延長上に書いたものが、二〇〇三年四月の「部落解放に反天皇制は無用」論文である。これを掲載した時点で、私が資料センター所長を辞めさせられるようなことになろうとは、夢にも思っていなかつた。大きな反響は呼ぶだろうが、百家争鳴の議論をよんで、大いに部落解放運動の前進に資するだろうと考えていた。まあ、今から考えれば、おめでたいはなしであつたのかもしれない。(続く)